
今後のPCB廃棄物等の適正な管理及び処理について

-JESCO事業終了後の高濃度PCB廃棄物等への対応及び
低濃度PCB使用製品等に対する今後の対応-

PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会 とりまとめ

令和 7 年 4 月 25 日

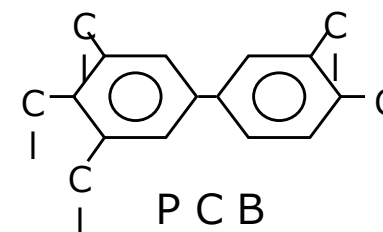
廃棄物規制課/PCB廃棄物処理推進室



ポリ塩化ビフェニル（PCB）とは



- 水に不溶、難分解性、化学的安定性、絶縁性、高沸点性を有する
- 人の健康・環境への影響
- 有害性が確認、広範に環境中に残留



主な用途

- 高圧トランス（変圧器：発電所、工場・ビルの受電設備、鉄道車両等）
- 高圧コンデンサ（送配電網、工場・ビル受電設備、工場等の省エネ設備）
- 低圧トランス・低圧コンデンサ（家電製品や工場設備の部品等）

JESCOでのPCB廃棄物処理の経緯

- 昭和43年カネミ油症の発生により社会問題化
- 昭和47年から製造中止
- 長期にわたる保管（多くの民間処理業者が処理施設の立地を試みたが地元の理解が得られず、処理実現に至らなかった。）
- 保管中にP C B廃棄物が紛失し、環境を汚染することが懸念された。

(参考) 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の概要



- 世界的に、一部のPCB使用地域から、全く使用していない地域（北極圏等）への汚染の拡大が報告されたこと等を背景として、国際的な規制の取組が始まり、**残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）**が平成16年(2004年)5月に発効した。
- この条約では、**PCBに関し、令和7年(2025年)までの機器内における使用の廃絶、令和10年(2028年)までの適正な管理が求められており**、我が国は平成14年(2002年)8月にこの条約を締結している。

(参考)

1. POPs (Persistent Organic Pollutants: 残留性有機汚染物質) とは、難分解性、高蓄積性、長距離移動性、毒性のような性質を持つ化学物質

2. スtockホルム条約の目的

リオ宣言第15原則に掲げられた予防的アプローチに留意し、残留性有機汚染物質から、人の健康の保護及び環境の保全を図る。

3. PCB『処理等』に関する規定

- ・ 本条約の第6条1の規定に従い、0.005%(50ppm)を超えるPCBを含有する液体及び0.005%(50ppm)を超えるPCBで汚染された機器について、できる限り速やかに、締約国会議が検討することを条件として、遅くとも2028年(令和10年)までに廃棄物の環境上適正な管理を行うことを目的とした確固たる努力を払うこと。
- ・ さらに、PCBを0.005%(50ppm)を超えて含有する他の物品（例えばケーブルのシース、硬化することにより水漏れを防止するための物質、塗装された物）を特定し及び当該物品を第6条1の規定に従って管理するよう努めること。



PCB廃棄物の濃度区分に応じた現行の処理体系

高濃度PCB

① 高圧変圧器・コンデンサー等



高圧トランス



高圧コンデンサ

高圧変圧器、高圧コンデンサー、リアクトル、放電コイル、サージアブソーバー、変成器、開閉器、遮断器、整流器等

② 安定器等



蛍光灯安定器

蛍光灯安定器、水銀灯安定器、小型電気機器等

③ 可燃性のPCB汚染物（10万mg/kg超）



感圧複写紙

感圧複写紙、ウエス、汚泥、防護具類、塗膜くず等



ウエス



インナー手袋



汚泥

④ 不燃性のPCB汚染物（5千mg/kg超）

JESCOの5事業所

※②、③は北海道・北九州のプラズマ熔融処理施設で処理

低濃度PCB

① 低濃度PCBに汚染された廃電気機器等



変圧器・コンデンサー等



柱上変圧器



OFケーブル

② 可燃性のPCB汚染物等（10万mg/kg以下）



金属くず、コンクリくず、廃油等

③ 不燃性のPCB汚染物等（5千mg/kg以下）

都道府県及び政令市の長による許可施設

環境大臣による無害化処理認定施設

※処理施設ごとに、処理可能な品目が異なる。

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理事業

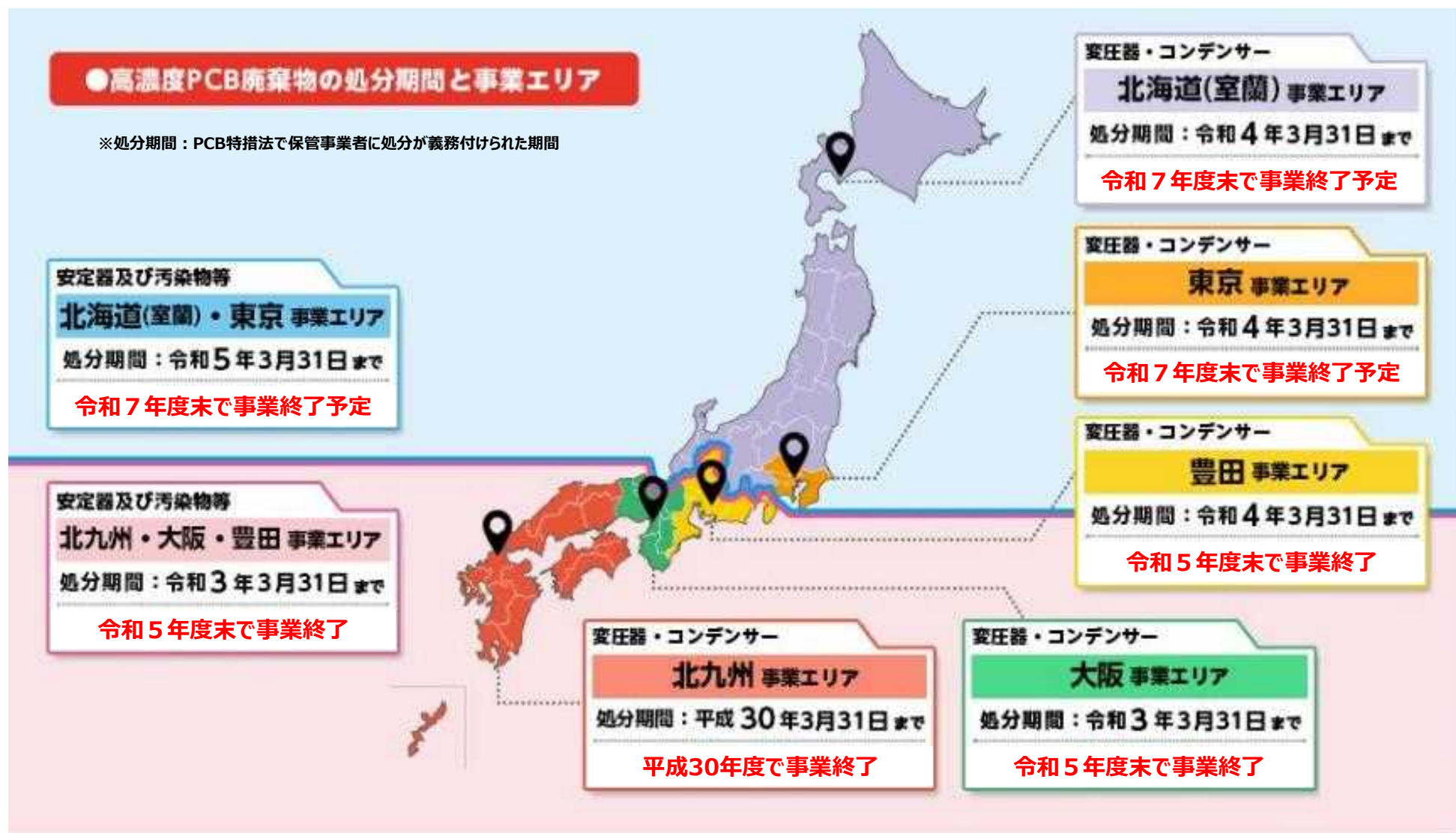


- 2001年（平成13年） PCB特措法成立
- 2004年（平成16年） 高濃度のPCB廃棄物については、国が主導し、全国5か所（北九州、大阪、豊田、東京、北海道（室蘭））に JESCO（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）の処理施設を施設
立地自治体のご協力をいただき、順次設置し、処理が開始
- 2010年（平成22年） 廃棄物処理法に基づく無害化認定制度開始
低濃度のPCB廃棄物については、民間による無害化認定施設（焼却、洗浄）において処理が開始
- 2014年（平成26年） JESCO処理施設の処理期限の延長
- 2016年（平成28年） PCB特措法等の改正
（使用中の高濃度PCB使用製品の期限内の処理を義務化など）
- 2024年（令和6年3月） JESCO北九州・大阪・豊田事業所における高濃度PCB処理事業を終了
- 2024年（令和6年8月） 北海道(室蘭)の対象エリアに、令和5年度末で処理事業を終了した西日本(北九州・大阪・豊田)を追加し、東京と北海道(室蘭)の2か所体制へ変更（処理期限は令和8年3月で変更なし）
- 2026年（令和8年） 3月 JESCO室蘭・東京事業所での高濃度PCB処理事業終了
- 2027年（令和9年） 3月 低濃度PCB廃棄物の処理期限



JESCO北海道事業所（北海道室蘭市）
左：プラズマ溶融施設、右：化学処理施設

(参考) 高濃度PCB廃棄物の事業エリアごとの処分期間



北九州エリア：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県（17県）
 大阪エリア：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県（6府県）
 豊田エリア：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県（4県）
 東京エリア：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県（4都県）
 北海道（室蘭）エリア：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県（16道県）

(参考) 高濃度PCB廃棄物の処理の進捗状況

- JESCOに登録されているPCB廃棄物の量は、変圧器・コンデンサー等が39万5千台、安定器・汚染物等が2万2千トンであり、このうち変圧器・コンデンサー等の99%、安定器・汚染物等の99%の処理が完了した（令和7年2月末時点）。
- JESCO事業により高濃度PCB廃棄物の処理は大きく進展。令和7年度末で事業終了予定。

令和7年2月末（速報値）時点の処理量と進捗率（変圧器・コンデンサー類）

	変圧器	コンデンサー類
北九州事業エリア	【処理完了】約2,800台	【処理完了】約59,000台
大阪事業エリア	【処理完了】約2,800台	【処理完了】約85,000台
豊田事業エリア	【処理完了】約2,500台	【処理完了】約79,000台
東京事業エリア	約3,800台 (99%)	約86,000台 (99%)
北海道事業エリア	約4,100台 (99%)	約70,000台 (99%)
全国※1	約16,000台 (99%)	約379,000台 (99%)

※1 端数の関係で合計が合わない。数百台の登録済み未処理のコンデンサー等がある。

令和7年2月末（速報値）時点の処理量と進捗率（安定器・汚染物等）

	安定器・汚染物等
北九州事業エリア	【処理完了】約10,000トン
北海道事業エリア	約11,000トン (98%)
全国※2	約21,000トン (99%)

※2 端数の関係で合計が合わない。

※廃屋等の解体時に高濃度PCBを使用した照明器具用安定器などの発見の恐れがある。

PCB廃棄物の今後の対応策（高濃度PCB廃棄物）

【高濃度PCB廃棄物】

- JESCOによる高濃度PCB廃棄物処理事業では、日本全国を5つの事業エリアに区分し、PCB特措法にエリア毎に設定した処分期間中の処理完了を目指して処理を推進。
- 令和8年3月末のJESCO事業の処理期限以降においては、JESCO事業期間中の高濃度PCB廃棄物が大量に保管されていた時期と異なり、安定器や機器に内蔵された小型コンデンサ等が少量ずつ散発的に覚知される段階に変わってくることを踏まえた新たな処理体制の確保が課題。

主要な検討事項

- ア) 新たな処理体制の構築の検討方針（無害化認定制度の活用）
- 既に運営実績がある既存の無害化認定施設での処理を念頭に、無害化設備（既存の焼却施設）に付加する形での前処理工程（抜油、手解体等）の検討を進める。
 - 前処理技術が実証試験結果の評価により確立されれば、廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度の対象に高濃度PCB廃棄物を追加（告示改正）、無害化設備に付加する前処理設備の基準の追加を併せて行う。
- イ) PCB特措法の見直しに向けた検討方針
- 少量ずつ散発的に覚知される高濃度PCB廃棄物を確実に処理するため、事業者による覚知後、一定期間内に無害化することを義務付ける。

2-1. 高濃度PCBに関するJESCO事業後の取り組み

(1) 高濃度PCB廃棄物の処理体制構築に向けた検討方針

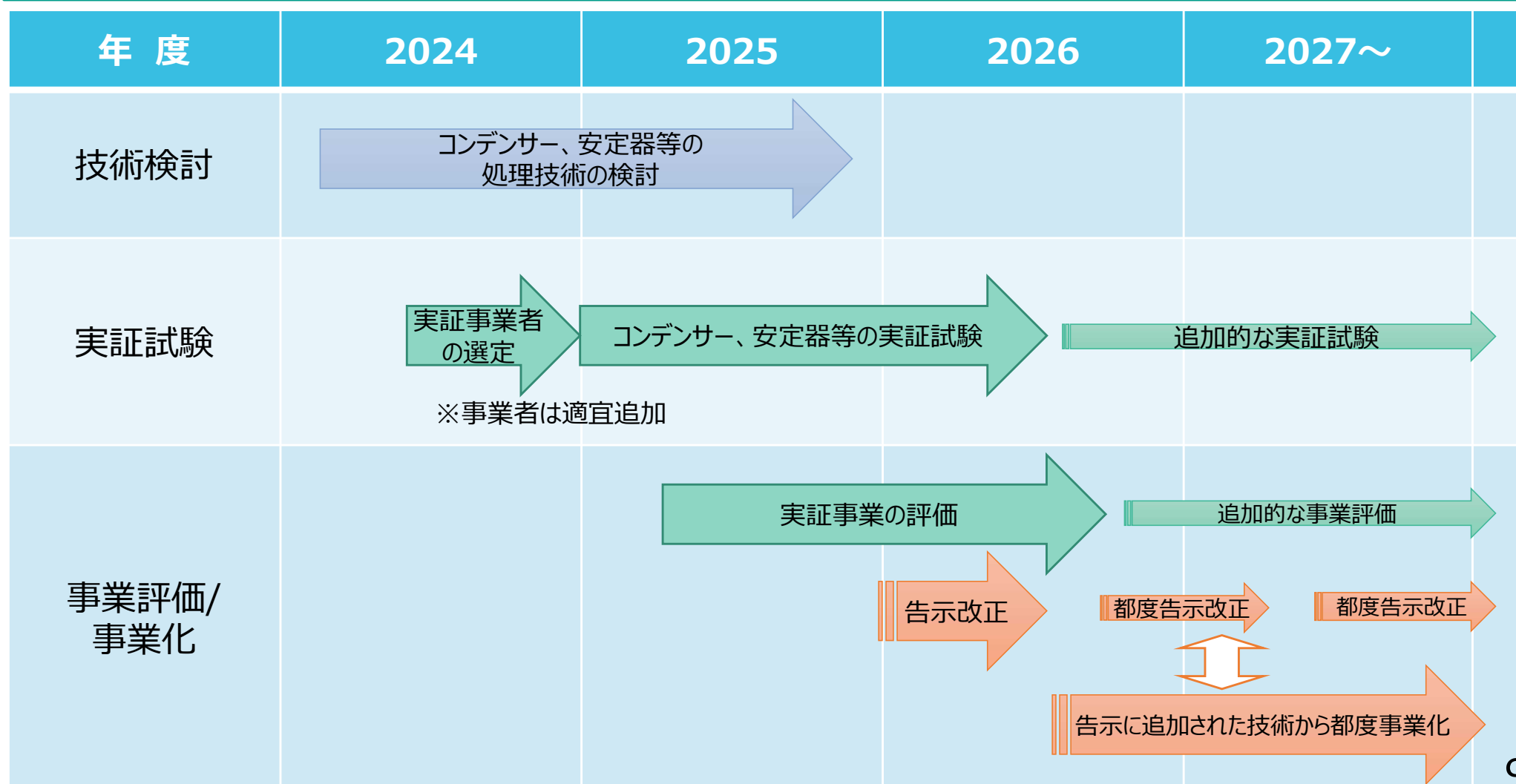


- JESCO事業終了後に覚知された少量の高濃度PCB廃棄物を適正に処理するための体制構築に向けて、JESCOや環境大臣による低濃度PCB廃棄物の無害化処理認定施設での処理実績や知見を活用して、すでに運営実績もある既存の無害化処理認定施設での処理を念頭に置いて、現存する焼却炉や熔融炉に付加する形での前処理工程の検討を進める。
- 変圧器やコンデンサー等の絶縁油が多く入っている機器については、JESCOで実施しているように、絶縁油を抜油し、部材を筐体から取り出す等、実証試験やリスク評価を踏まえて、安全かつ効率的に無害化処理が可能な方法とする。
- 安定器や溶接機等の小型コンデンサーを部品として利用している機器については、PCBが含まれる小型コンデンサーを安全に取り外し、無害化認定処理施設で実施しているように、小型コンデンサーを焼却または熔融により無害化処理する方法とする。これらは資源回収も同時に行う観点も含めた検討を行う。
- これらの試験結果も踏まえつつ、電気機器等からのPCBを含む絶縁油の抜油や必要な解体などの前処理、及び高濃度PCB油の確実かつ安全な処理技術の確立を進め、実証試験により安全性や作業性等を確認した上で確立された適正な前処理技術（コンデンサーの解体等）を含めた作業方法や手順に関する技術をガイドラインとしてとりまとめる。
- 無害化認定施設で処理を実施するに当たっても、専門家を含めた行政による適切な操業状況の確認や指導・監督、さらにはJESCO事業で実施してきたような情報公開を参考に丁寧に行っていく方策を検討する。

（参考）高濃度PCB処理技術の検討スケジュール



- コンデンサー、安定器等の処理技術の検討を進め、低濃度PCB廃棄物の処理実績がある民間の処理事業者において実証試験を実施し、処理体制を構築。
- 実証試験結果をとりまとめ、その結果の評価を行い、認められた技術を用いた事業から事業化。



2-1. 高濃度PCBに関するJESCO事業後の取り組み (2) 制度見直しについて



ア) 無害化認定制度の活用に向けた検討方針

- 前処理技術が実証試験結果の評価により確立されると判断できれば、廃棄物処理法に基づく環境大臣無害化認定制度を改正（告示改正）し、安全に処理されることが出来る仕組みをまずは構築する。これにより低濃度PCBと同様に民-民の処理体制に移行する。

イ) PCB特措法の見直しに向けた検討方針

- 高濃度PCB廃棄物を確実に処理するため、覚知後一定期間内（3年以内）に安全かつ確実に処理することを義務付け、自治体の行政指導の対象となるように見直す。
- これまでPCB特措法において、大量に保管されている高濃度PCB廃棄物の確実かつ計画的な処理を進めるため、自治体によるJESCO事業での処理計画の策定や数量管理、それに伴う行政指導、行政処分・行政代執行の規定をおいてきたが、今後は新たに覚知される少量で散発的な高濃度PCB廃棄物を新たな処理体制の下で確実に処理を進めることが重要になることから、高濃度PCB廃棄物の届出制度や保管基準の適用は堅持しつつも、使命を終えることになる計画の策定や管理業務等、自治体の事務負担を軽減する観点からの制度見直しも併せて検討する。

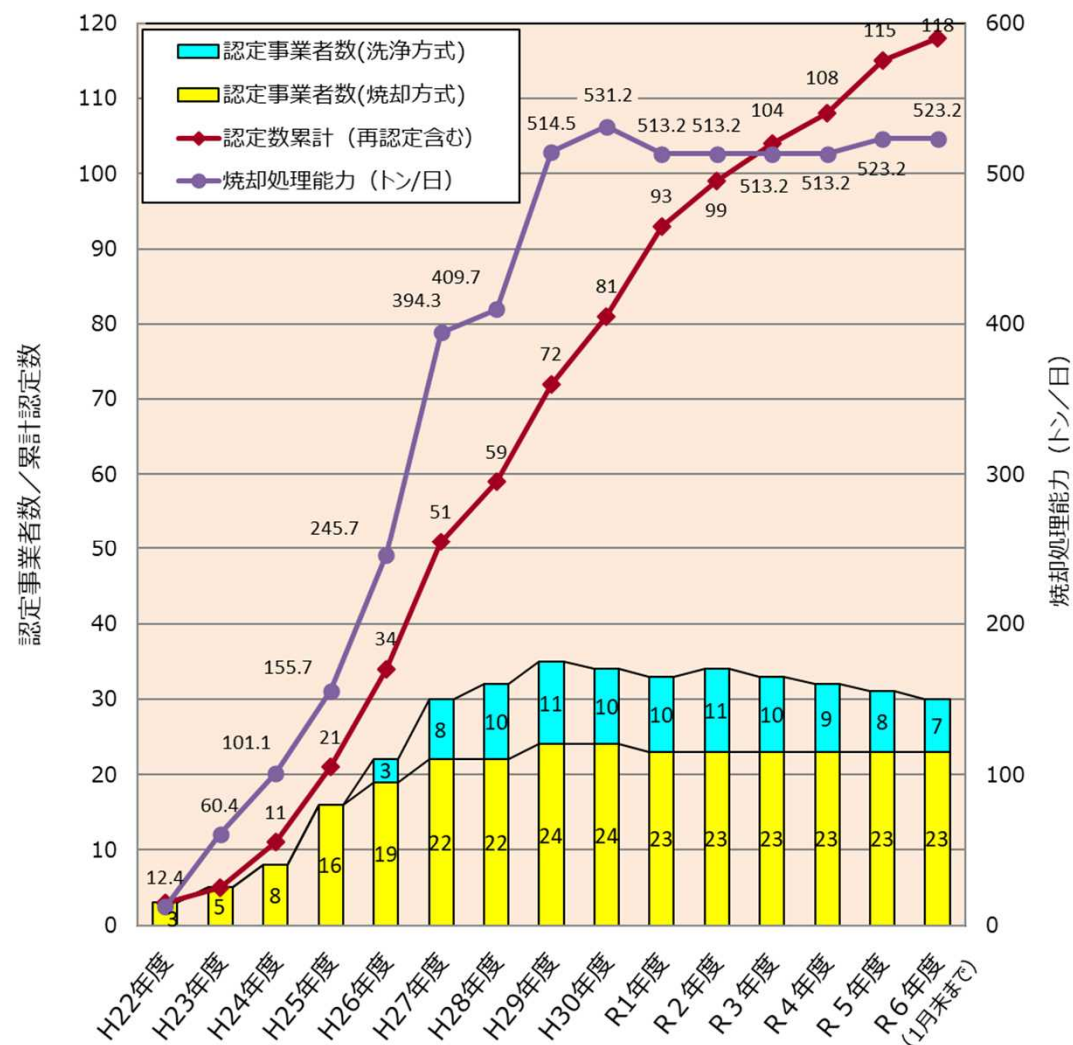
低濃度PCB廃棄物の処理の進捗状況

- 令和9年3月末に向けて、低濃度PCB廃棄物の処理を実施中
- 引き続き、今後の低濃度PCB廃棄物処理体制（焼却処理施設26カ所、洗浄施設7カ所）の維持に向けた取組・検討を進める。※処理体制は令和7年3月31日時点

● 低濃度PCB廃棄物の処理状況

	令和5年度末 処理実績	累計処理量
廃電気機器類 (変圧器・コンデンサー等)	約120千台	約826千台
PCB絶縁油	約11千トン	約164千トン
汚染物	33千トン	158千トン

※電気事業法で管理されている自家用電気工作物や橋梁等の塗膜を中心に未だに使用中のものがあるため、処理期限である令和9年3月末までに処理が完了できない見込み。





PCB廃棄物の今後の対応策（低濃度PCB製品、自治体事務効率化）

【低濃度PCB使用製品】

- 低濃度PCB廃棄物はPCB特措法に基づき令和9年3月末までに処分が義務づけられている。
- しかし、低濃度PCBを含む使用製品には規制がなく、処理期限の令和9年4月以降に、使用機器の寿命等により不要となった低濃度PCB使用製品が新たな廃棄物として発生することが見込まれ、その適正処理の確保が課題。

主要な検討事項

- 処理期限以降に低濃度PCB廃棄物として発生しうる使用中の低濃度PCB使用製品について、ストックホルム条約に定める令和10年12月迄の環境上適正な管理を確実に履行するため、**同製品の所有者に対する同製品の管理の強化**、さらに**廃止後の廃棄までのトレーサビリティ確保**のため、PCB特措法を見直して、以下の仕組みを導入すべき。
 - 使用中の**低濃度PCB使用製品に関する届出を義務付ける**制度を導入するとともに、使用中のこれらの**製品に関する管理基準の設定**等の仕組みを導入する。
 - 使用中の低濃度PCB使用製品について、使用を止めて**廃棄物として廃棄しようとする際に**、自治体に届出をした後に**一定期間内の処理を義務付ける**。

【自治体事務の効率化】

- 必要な届出制度や保管基準の適用は維持しつつも、大量に保管されたPCB廃棄物の処理がほぼ完了し、使命を終えることになる**処理計画策定・管理業務等は見直す**等自治体の事務負担を軽減する観点からの制度見直しも併せて検討。

2-2. 低濃度PCBに関する処理期限後の取り組み

(1) 制度見直しに向けた検討方針（電気機器など）



ア) 使用中の低濃度PCB含有製品及び同疑い製品について

- 処理期限以降に低濃度PCB廃棄物として発生しうる使用中の低濃度PCB使用製品及び同疑い製品について、ストックホルム条約に定める環境上適正な管理及び処分を確実に実施するため、所有者に対する同製品の管理の強化、さらに廃止後の廃棄までのトレーサビリティ確保のためPCB特措法を見直して、以下の仕組みの導入を検討する。
 - 処理期限後の不適正処理防止のため、使用中の低濃度PCB含有製品及び同疑い製品に関する届出を義務付ける制度を導入するとともに、使用中の低濃度PCB含有製品及び同疑い製品の不適切な管理を防止するため管理基準の設定及び基準を遵守させる仕組みの導入
 - 使用中の低濃度PCB含有製品及び同疑い製品について使用を止めて廃棄物として廃棄しようとする際に適正処理を確保するため、自治体に廃棄の届出をした後一定期間内（原則3年以内）に安全かつ確実に処理することを義務付けるとともに、処理後に自治体への報告の義務化（なお、低濃度PCB含有疑い製品を廃止・廃棄する際に、PCB濃度分析を行い、PCB非含有が確認された場合はその旨を届け出れば、対象廃棄物はPCB特措法の対象から外れるようにする。）
- 今後、廃屋の解体等により発覚するPCB含有の電気機器のような、処理責任者が不存在の低濃度PCB廃棄物が覚知された場合に備え、財産権との関係など法的な検討を行った上で、廃棄物処理法に基づく行政代執行の規定を検討する。

イ) 低濃度PCB含有塗料を使用した建築物・設備について

- 橋梁やタンク等の使用中の建築物・設備の表面に塗布された防錆用のPCB含有塗料については、同建築物や設備等の管理者に塗膜の管理計画及び処理計画の提出を求めることで、電気機器でいうPCB特措法の届出と同義として制度を検討する。

(参考) PCB特措法と廃棄物処理法等との関係性

- 高濃度PCB廃棄物は、廃棄物処理法に基づく民間の対応で処理できず、長期間保管することとなったことから、PCB特措法を制定し、PCB廃棄物の保管、処分等の規制等、国主導で処理体制の整備（JESCO事業）により、确实かつ適正な処理を推進し、PCB特措法に基づき届け出られている高濃度PCB廃棄物のほとんどを処理した。
- 低濃度PCB廃棄物は、PCBの製造・使用が禁止された後に、絶縁油（再生油）の製造工程、輸送工程などで非意図的にPCBが混入した絶縁油等を使用している製品が対象であり、PCB濃度分析を行わないと判別が難しいことから、処分期間後も廃棄物として覚知される可能性が高い。
- POPs 条約で求められているPCBの令和10年までの適正な管理を実現するため、各法の役割を見直しつつ、処分期限後に覚知されるPCB廃棄物を適正に処理するための仕組みへと見直す。

●これまで

廃棄物処理法の規制に加え、特措法により保管、処分や行政代執行などを規定。**処理体制の整備**と処理そのものを**処分期間内に確実に**行わせるための**特別な規制**を実施。



処分期間の到来

【高濃度PCB廃棄物】
令和8年3月
【低濃度PCB廃棄物】
令和9年3月

●今後

PCB廃棄物の処理が大きく進展したことで、**取り巻く状況が立法時と比べて大きく変化**。しかし、今後もPCB廃棄物が覚知される恐れがあるため、適正処理のための制度は必要。

※JESCOによる高濃度PCB廃棄物処理事業も令和8年3月をもって終了。



●廃棄物処理法

PCB廃棄物を処理する際の業の許可、施設設置許可、処理基準、無害化認定制度等について規定することで、PCB廃棄物の処理の際の生活環境の保全を図る。

●中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（JESCO法）

JESCOがPCB廃棄物の処理に係る事業等を行うことを規定。

參考資料

PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会

- PCB廃棄物は、PCB特措法(平成13(2001)年)に基づき、期限内処理を目指し処理を推進。
- 平成23(2011)年に、PCB廃棄物の処理の現状を把握した上で、PCB廃棄物の適正処理に係る推進策等の検討を目的として「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」(座長:早稲田大学永田勝也名誉教授)を設置。
- 令和5(2023)年から、制度の点検を実施。**3月14日に開催した第37回検討会において制度的な検討結果をとりまとめ。**

主な検討事項

- ① **PCB廃棄物の今後の課題とその対応策**
 - ・JESCO事業後に高濃度PCB廃棄物等が発見された場合等の対応
 - ・処理期限以降の低濃度PCBに係るPCB特措法の対応
- ② **低濃度PCBに係る課題等の対応状況**
 - ・低濃度PCB検討会の開催報告
 - ・PCB特措法の届出情報等の整理と分析
- ③ **産業界における低濃度PCBの調査・処理等の経緯と今後の対応等**

氏名	所属・役職
浅野 直人	福岡大学 名誉教授
伊規須 英輝	産業医科大学 名誉教授
織 朱實	上智大学大学院 地球環境学研究科 教授
川本 克也	岡山大学 名誉教授
鬼沢 良子	NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット 理事長
小林 公知	電気事業連合会 微量PCB問題検討委員会 委員長
木村 武	日本鉄鋼連盟 環境保全委員会 化学物質分科会 主査
玉谷 晃	一般社団法人日本電機工業会 PCB処理検討委員会 委員長
酒井 伸一	公益財団法人京都高度技術研究所 副所長 (京都大学 名誉教授)
高岡 昌輝	京都大学大学院工学研究科 教授
高原 伸兒	兵庫県 農政環境部 環境管理局 環境整備課長
田中 勝	岡山大学 名誉教授
永田 勝也	早稲田大学 名誉教授 (座長)
三浦 安史	石油連盟 安全管理部長

(参考) PCB特措法に定める適正処理推進に関する主な規制

- PCB廃棄物は保管が長期化したことにより、紛失等も発生したことを鑑み、処理責任を保管事業者に置き、追加的な規制の実施と必要な体制の整備により、「確実」かつ「早期」に処理することを目的とする。
- 廃棄物処理法に基づく処理基準や施設許可制度等に加えて、PCBの課題に対応した規制（届出義務や譲渡し・譲受けの禁止など）を導入。

保管事業者の責務：「確実かつ適正な処理」（法第3条）

期間内の処理（第10条）	保管の届出及び保管場所変更の制限（第8条）	譲渡し・譲受けの制限（第17条） 等
• 政令において定める処分期間内(*)のPCB廃棄物の処理を義務づけ (*高濃度PCBは事業地域毎に設定) • 期間内にPCB廃棄物の処分をしなかった場合、<u>行政処分（改善命令）</u>の対象。 ※改善命令に違反した場合、<u>3年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金又は併科</u> • 高濃度PCB廃棄物は、改善命令を経ても処理されなかった場合等において、環境大臣又は都道府県知事による<u>行政代執行</u>の対象。	• 毎年6月末までに、前年度の保管及び処理の状況を届け出なければならない • 保管事業者は、届出にかかる<u>保管の場所を変更してはならない</u> ※ただし、<u>高濃度PCB廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める場合を除く</u>	• 何人も、PCB廃棄物を譲り渡し、又は譲受けてはならない ※ただし、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める場合を除く • 例えば、PCB廃棄物の保管場所の土地・建物の売買が行われた場合でも、PCB廃棄物の保管事業者が自動的に買い主に移行することはない 等
• 高濃度PCB使用製品（電気工作物を除く）の規制： ⇒処分期間内に廃棄されなかった高濃度PCB使用製品は、<u>高濃度PCB廃棄物とみなす。</u>		

(参考) PCB特措法に定める低濃度PCB廃棄物の処理期限



- 低濃度PCB廃棄物は令和9年3月末までに無害化認定事業者等と処分委託契約を締結することが義務づけられている。

PCB特別措置法における定義

(その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物の規制等)

PCB特措法第十四条

保管事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物（高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。）の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間内に、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。

(その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の期間)

PCB特措法施行令第七条

法第十四条の政令で定める期間は、法の施行の日から令和九年三月三十一日までとする。

(参考) 廃棄物処理法に定める無害化処理認定制度

- 低濃度PCB廃棄物については、廃棄物処理法第十五条の四の四第一項で定められる**無害化処理認定施設**（低濃度PCB廃棄物を高度技術により無害化処理を行うことについて、環境大臣の認定を受けた施設）において、**低濃度PCBの無害化処理を行う**ことができる。

廃棄物処理法における無害化処理認定制度

第十五条の四の四（産業廃棄物の無害化処理に係る特例）

石綿が含まれている産業廃棄物その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する産業廃棄物として環境省令で定めるものの**高度な技術を用いた無害化処理を行い、又は行おうとする者**は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、**環境大臣の認定を受ける**ことができる。

- 一 当該無害化処理の内容が、当該産業廃棄物の迅速かつ安全な処理の確保に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。
- 二 当該無害化処理を行い、又は行おうとする者が環境省令で定める基準に適合すること。

※対象や基準は告示で規定

(参考)

JESCOは、廃棄物処理法に基づく立地自治体の設置許可を得て、処理施設を設置（15条施設）

(参考) PCB特措法に定める都道府県等の役割

- PCB特措法及びPCB廃棄物処理基本計画において、都道府県・政令市に対して、
 - ・ PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理に関する事項などを盛り込んだPCB廃棄物処理計画の策定・公表
 - ・ 保管事業者からのPCB廃棄物の保管及び処分の状況の届出情報のとりまとめ・公表
 - ・ 処分期間内の確実かつ適正な処理のため、保管事業者への行政指導・行政処分の実施等の役割を求めている。
- 保管事業者、所有事業者、処分業者（JESCO、無害化認定処理事業者等）、収集運搬業者、製造者、国及び地方公共団体がそれぞれの役割を果たし、相互に連携することで、処理を推進している。

PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

第五条：国及び地方公共団体の責務

- ・ 高濃度PCB廃棄物等の状況を把握、高濃度PCB廃棄物の確実・適正な処理に必要な措置を講ずる。
- ・ 国民、保管事業者等の理解を深めるよう努める。

第七条：ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

第九条：保管等の状況の公表

第十一条、十二条、十三条：指導及び助言、改善命令、代執行

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画 第1章第4節

- ・ 保管事業者及び所有事業者に対する指導の方針、PCB廃棄物のJESCOへの計画的な搬入の方針及び高濃度PCB使用製品の確実な廃棄の方針について、処理計画に定め、当該方針に基づき保管事業者及び収集運搬業者に対する指導等を行うことに努める。
- ・ 都道府県は、国と協調して、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の造成を行うことが必要である。